最終更新日：2019年4月1日

G－FACTORY株式会社
代表取締役社長 片平　雅之
問合せ先：03-5325-6868
証券コード：3474

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「成長を志す人財と、変革（挑戦）を志す組織（企業）と共に、新しい価値を創造し続け、常に成長し続けます」を経営理念とし、事業活動を通して、株主のみならず従業員、顧客、取引先、地域社会等、企業活動を行う上で関わるすべてのステークホルダーの要請や期待に応え、信頼関係を確立し、社会的信頼度を高めることで、持続的な成長と長期的な企業価値の向上を図る方針であります。

コーポレート・ガバナンスは、健全な経営を行い、持続的な成長をするために、最も重要であると認識しており、その体制構築を経営方針における重要課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、マザーズ上場会社に求められるコーポレートガバナンス・コードの5基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
片平雅之	4,350,000	67.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	228,900	3.56
阪和興業株式会社	200,000	3.11
田口由香子	137,000	2.13
三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合	100,000	1.56
藤原治	98,000	1.53
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE－AC）	68,700	1.07
鎌仲順子	67,500	1.05
株式会社ＳＢＩ証券	46,882	0.73
花井栄治	36,200	0.56

支配株主（親会社を除く）の有無	片平雅之
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社代表取締役社長片平雅之は、当社の発行済株式総数の過半数を所有しており支配株主にあたります。なお、当社と支配株主との取引につきましては、金額の多寡にかかわらず、取引が発生、もしくは発生が予見される場合においては、取締役会での適正な審議をおこない、取引の是非を決定することとしておりますので、少数株主に不利益をもたらすものではありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野澤 正平	他の会社の出身者											
安田 正利	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野澤 正平	○	過去において、上場企業の社長や、数社の顧問等を務めておりました。	上場企業で代表取締役等を経験しており、財務、会計及び内部統制等に関し豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。 当該役員の属性等から判断し、当社の経営陣から著しいコントロールを受けうる立場または上場会社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる立場になく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから独立役員に指定しております。

安田 正利	○	現在、㈱ヤスダマネージメント等の代表取締役を務めております。	企業の代表取締役等を経験しており、財務、会計及び内部統制等に関し豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております 。 当該役員の属性等から判断し、当社の経営陣から著しいコントロールを受けうる立場または上場会社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる立場になく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は、内部監査計画及び結果に関して、内部監査人が監査役会で定期的に報告し意見交換をするなど、連携を構築しております。
監査役及び内部監査室は会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図ることによって、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。
また、監査役、内部監査室及び会計監査人は、四半期ごとに、各監査機関での監査計画・監査結果の報告など情報共有化のための意見交換を行い、緊密な相互連携の強化を図ることとし、さらに社外取締役との共有も行うことで社内牽制体制に努めてまいります。
平成31年2月に会計監査人、監査役及び内部監査人による、三様監査会議を実施いたしました。内部統制システムの整備・運用監査状況等について活発な意見が交わされ、企業統治の継続的・自立的な改善を促すことに寄与しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
綾部 薫平	弁護士													
高橋 克典	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
綾部 薫平	○	現在、しぶや総和法律事務所代表を務めております	弁護士として、企業法務に精通しており、企業経営を統括するのに豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。 当該役員の属性等から判断し、当社の経営陣から著しいコントロールを受けうる立場または上場会社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる立場になく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから独立役員に指定しております。
高橋 克典	○	現在、新創監査法人に代表社員として務めております。	公認会計士及び税理士として、企業会計に精通しており、企業経営を統括するのに豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。 当該役員の属性等から判断し、当社の経営陣から著しいコントロールを受けうる立場または上場会社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる立場になく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断されることから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

社内取締役へのストックオプション総額は平成26年3月18日株主総会決議では20,000株（10,000千円）、平成27年12月14日株主総会決議では12,200株（14,993.8千円）となります。また、個人別支給水準については、職責、事業貢献度を基準としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員に付与している理由は、株式価値の向上、経営マインドの共有を行い、士気を高めるためであります。また、社外取締役に付与している理由は、より一層、株主の利益を意識した経営を行っていただくためであります。常勤監査役・社外監査役に付与している理由は、株主の不利益にならないよう監査を遂行していただくためであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬については、株主総会にて報酬総額の検討、承認をいただいて決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額に関しては、株主総会において決議された報酬限度額の範囲において決定しております。なお、個別の取締役の報酬については、取締役会にて決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役及び社外取締役は、管理本部の従業員や、内部監査人が、必要に応じて補助することになっております。また取締役会の招集通知は3日以上前に送付し、事前に議案についての資料の確認をいただいております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制は次のとおりであります。

a．取締役会

当社は、取締役5名（うち社外取締役2名）全員をもって構成される取締役会を設置しております。取締役会は当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会では、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を図るとともに、コンプライアンス上重要な問題の審議等を行っております。

なお、取締役会は、原則として毎月1回開催しております。

b．監査役会

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制度を採用しており、監査役3名（うち社外監査役2名）全員をもって構成される監査役会を設置しております。監査役会では、取締役会に上程される議案に対する議論、ならびに取締役の職務の執行が法令・定款を遵守して行われているかどうかを監査する業務監査ならびに計算書類及びその附属明細書を監査する会計監査を行い、それら監査結果の情報の共有化及び監査計画の進捗確認を行っております。

なお、監査役会は、原則として毎月1回開催しております。

c．内部監査室

当社は、代表取締役社長により直接任命された内部監査人（1名）を配置した、組織上独立している内部監査室を設置しております。内部監査人は、当社グループの年間内部監査計画を策定し、業務及び会計に関わる経営活動を全般的に監査しております。

d．会計監査人

当社は、定款に規定を置き、應和監査法人と監査契約を結んで会計監査人として選任しております。同監査法人が、会社法令の規定に基づき、また、金融商品取引法令の規定に基づき、会計監査を実施しております。

e．リスクコンプライアンス委員会

当社は、当社及び当社子会社のリスク管理の推奨及びリスク管理に必要な情報の共有化を図ることで、当社全体のコンプライアンス体制を強化するため、リスク管理規程に基づき、管理本部担当取締役を委員長とし、代表取締役社長、常勤監査役、内部監査人、各部門の担当取締役で構成されるリスクコンプライアンス委員会を設置しております。

なお、同委員会は、事案の発生毎に開催することとしているほか、定例会として、原則として半年に1回開催しております。

f．責任限定契約

当社は、監督重視の観点から、執行と監督の分離を行い、本来的に認められた権限を行使し、役割を十分に発揮できることを期待して、社外取締役及び社外監査役と会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、提出日現在において、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、リスクコンプライアンス委員会を設置しており、内部監査人を選任のうえ業務監査を実施しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しております。なお監査役会設置会社を選択した理由については、監査役の強力な調査権限に期待しており、体制強化を行うためであります。また社外取締役については、監査役とは異なり、取締役会において、議決権を持つという特徴を生かして取締役の公正な企業経営に資することを期待しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、法定期日前に発送できるよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日を避けた日程での開催を行っていく方針であります 。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IR情報開示方針について、当社ホームページ内IRサイトにて社外に公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等と合同で、定期的に国内主要都市での個人投資家向けセミナーを実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会及び機関投資家への訪問を実施しております。	あり
IRに関する部署（担当者）の設置	IR責任者　代表取締役社長　片平　雅之 担当部署　管理本部　専務取締役管理本部長　田口　由香子であります。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、IR活動の目的を、株主・投資者のみならず顧客・取引先・地域社会など企業活動を行う上で関わる全てのステークホルダーの皆様に、当社の価値を正当に評価していただき、経営の透明性を高めるための活動及び信頼性を向上させるための活動であると認識しております。 そのために当社は、皆様の投資判断に影響を及ぼす会社情報の適時・適切な開示が重要であると認識し、透明性及び公平性の確保に努めることを基本方針としております。 また、当社を理解していただく上で必要または有用と判断される情報については、可能な範囲で積極的に情報開示するよう努めることも方針としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、諸法規等の厳守のため、有効かつ適切な内部統制システムを構築することが重要であると考えており、「内部統制システムに関する基本方針」について、平成27年６月の取締役会にて決議（平成28年８月改訂）しております。また、運用状況につきましては、内部監査室主導で内部監査を実施し、所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、絶えずその改善・強化に努めております。

１　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、経営理念である「『成長を志す人財』と『変革（挑戦）を志す組織（企業）』と共に、新しい価値を創造し続け、常に成長し続ける理念」に則った「Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ行動規範」「Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ基本行動方針」を制定し、代表取締役社長が、内部統制の責任者として、その意志を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
(2) 取締役、使用人が法令及び社内規程を遵守し、法令遵守を優先させる行動ができるための、指針として「リスク管理規程」と「コンプライアンス規程」を定める。
(3) リスクコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスを実現するための組織を整備する。
組織は、管理本部担当取締役を委員長とし、代表取締役社長、常勤監査役、内部監査人、各部の担当取締役で構成され、同委員会が中心となって役職員の教育を行う。監査役及び内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。
(4) 同委員会は活動を定期的に取締役会に報告する。また定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
(5) 法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス相談窓口を設置・周知する。報告・相談を受けた窓口担当者はその内容を調査し、再発防止策等を関連部署と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
(6) 反社会的勢力等の排除を「反社会的勢力等に対する方針」に定め、不当な利益供与等に対しては、断固たる態度で対応する。
２　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
(2) 上記情報を記載した文書または電磁的媒体の保存期間は、少なくとも５年間とする。
(3) 取締役、監査役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書を閲覧できるものとし、その他の者は、所定の申請書に必要事項を記入し、業務主管部門の許可を得てから行うものとする。
３　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティについては、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報機器取扱要領」を定め、周知徹底する。組織横断的・全社的リスクについては、状況の監視及び全社的対応を管理本部にて行うものとする。
その他、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定めるものとする。
(2) 内部監査室は、これらのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長へ報告し、重要な事項については、取締役会に報告する。取締役会は、改善策を審議・決定するものとする。
(3) 大規模な事故・災害等、当社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、防災対策本部長である管理本部長、防災対策本部員である代表取締役社長及び各事業部長を構成員とする防災対策本部が危機管理体制を構築するものとする。
(4) リスク管理・事故等の当社の経営に重大な影響を与える緊急事態に関して、法令または東京証券取引所の定める関連ルールに則った開示を行うものとする。
４　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役及び監査役が出席する取締役会を原則として毎月１回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行うものとする。
(2) 取締役会による中期経営計画・年度事業計画の策定、年度事業計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定、月次・四半期管理の実施を行うものとする。
(3) 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行うものとする。
上記各事項に関連して、法令または東京証券取引所の定める関連ルールに則った開示を行うものとする。
５　財務報告の適正性確保のための体制整備
(1) 当社ならびにその子会社から成る企業集団の財務報告に係る内部統制について、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
(2) 財務報告の適正性を確保するための体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を行う。
６ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 従業員が法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ行動規範」「Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ基本行動方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」等を定め、全ての従業員に対し周知徹底する。
(2) 法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス相談窓口を設置・周知する。報告・相談を受けた窓口担当者はその内容を調査し、再発防止策等を関連部署と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。
(3) コンプライアンスに関する報告等は、利用者の匿名性を担保するとともに、報告者の不利益とならない仕組みとする。
(4) コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。
７　監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 管理本部担当取締役は、監査役が求めた場合その他必要な場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命するものとする。
(2) 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、役職を兼務せず監査役の指示命令下で職務を遂行し、取締役の指示命令を受けないこととする。
８　当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求め、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社及び子会社に報告するため、月１回開催する取締役会に当社及び子会社の従業員が参加することを求めることができる。
(2) 子会社の損失の危険の管理に関する体制
当社及び子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
(3) 子会社を含めたリスク管理を担当する機関
リスクコンプライアンス委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
(4) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方針を策定する「関係会社管理規程」を制定し、子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築する。
9　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び、不正行為や法令並びに定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとする。
10　監査役への報告及び報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社は、監査役への報告を行った当社及び子会社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社グループの役職員に周知徹底する。
11　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役及び使用人は、監査役から、稟議書類等業務執行に係る文書の閲覧や、説明を求められたときには、速やかにこれに応じることとしており、必要に応じて、内部監査室との情報交換や当社及び子会社の会計監査人から会計監査内容に関して説明を受ける機会のほか、顧問弁護士及び会計監査人などその他の外部機関との間で情報交換等を行う機会を保障する。
(2) 監査役がその業務の執行について、当社及び子会社に対し費用の前払等の請求をした際には、管理本部において審議の上、当該請求に関する費用又は債務が当該監査役の業務執行に必要でないことが証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
(3) 監査役は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。
12　反社会勢力排除にむけた基本的な考え方及びその整備状況
(1) 反社会的勢力等との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力等や団体には、毅然とした態度で対応する。
(2) 反社会的勢力等との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えている。また取引先については、取引開始時の社内稟議で反社会的勢力等でないことを確認する

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社は、反社会的勢力等との関係遮断をコンプライアンス態勢整備の重要課題として捉え「Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ基本行動方針」「反社会的勢力等に対する方針」等に、反社会的勢力等への対応 に関する基本理念、心得及び行動基本方針を定めております。具体的な取り組みとしては、新規の顧客 や取引先からの申込書、契約書、等に反社会的勢力等排除の文言を記載し、反社会的勢力等の排除を行うと共に、管理本部に審査・債権管理課を設け、新規取引業者のチェックを実施しております。新規取引業者のチェックに関しては、公益財団法人暴力団追放運動推進センターから原則として毎月１回送付される「契約時参考公表データ」をデータベース化したリストとの照合及び日経テレコンを用いたインターネ ット検索を行い、反社会的勢力等でないことの確認と、チェック結果の保存を行っております。また、 既存取引先においても原則として年に１回の再調査を行う体制となっております。社外専門機関との連携状況につきましては、所轄警察署、公益財団法人暴力団追放運動推進センター等と緊密な関係の構築を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現在、買収防衛策の導入予定はありませんが、今後、規模の拡大等に合わせて必要に応じて検討をしていく予定であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付いたします。







